

奈良県訓令第九号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第七条第一項第二号中「、医療・介護保険局長名」を削る。

第九条第一項中「、医療・介護保険局長印」を削り、同条第二項ただし書を削る。

第十一条第五号中「、医療・介護保険局長印」を削る。

第十八条第四項第四号中「、医療・介護保険局長決裁」を削り、同項第六号中「、所長決裁及び参事決裁」を「及び所長決裁」に改め、同項に次の一号を加える。

七 課長補佐決裁、室長補佐決裁及び所長補佐決裁 ((G))

第二十四条中「及び要綱又は契約に係る事案で法務文書課長が審査を必要と認めるもの」を削る。

第二十五条の見出し中「回議」を「合議」に改め、同条中「回議しなければ」を「合議しなければ」に、「当該回議」を「当該合議」に改め、「主務部長に回議し、」を削る。

別表の本庁における記号の表総務部の項中

「政策推進課	「	「	政策推進課	「
	「	「	施設プロジェクト統括室	「
				「

に改め、同表地域創造部の項中

「大和平野中央構想・スタートアップ推進課	「	「大和平野中央構想・スタートアップ推進課	「
施設整備推進室	「	施設整備推進室	「
			を

「大和平野中央構想・スタートアップ推進課	「	「大和平野中央構想・スタートアップ推進課	「
			に改め、同表福祉医療部

の項中「福祉医療部」を「福祉保険部」に、「」を「」に改める。

第一号様式を次のように改める。

